

農用地域への編入の手続きについて

土地改良事業等で農用地域外の農地を農用地域内に編入を申出される場合は下記書類の提出をお願いします。

注意点！

農用地域へ編入されたときは、農地転用が制限されます。また、農用地域に編入された農地は宅地、駐車場等を目的とした農用地域からの除外が認められない場合がありますので、ご理解の上、申出手続きを行って下さい。

申出者が土地所有者と違う場合は、土地所有者の同意を得て下さい。

○提出書類

1. 農用地域への編入申出書
2. 位置図、公図(写し)
3. 登記事項証明書(全部)
4. 土地所有者の同意書

○受付期間

・前期 4月1日～4月30日(編入手続き完了時期:秋頃)

・後期 9月1日～9月30日(編入手続き完了時期:春頃)

※閉庁日は除きます。最終日が閉庁日と重なる時は、次の開庁日まで。

【問合せ先】

農林水産課 農業振興地域担当

電話:0767-53-8422